

規制の事前評価書

法令案の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：電子決済手段の移転に係る通知義務等の見直し

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室
金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 は、AML/CFT に係る国際的な協調の一環として、令和 4 年の犯収法改正によって新設された。この当時、電子決済手段のうち特定信託受益権に関しては、受益証券発行信託の信託受益権として発行され、その譲渡の際には受益権原簿の書換えが行われることが想定されていた。このため、発行者たる信託会社等は、受益権原簿を参照することで、常に受益者、すなわち電子決済手段の保有者の氏名や住所等の情報を把握することができ、取引経路についても追跡できることから、特定信託受益権の移転は、通知義務等の適用対象から除外された。
- ところが、犯収法の改正後、受益証券発行信託の仕組みによらない特定信託受益権の発行を検討する動きがみられる。この場合、受益者の情報を把握できる受益権原簿が存在しないことから、信託会社等が特定信託受益権の送付人及び受取人の情報を把握することができない。また、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 110 条第 3 項に規定する無記名受益権に該当するものについても、受益権原簿に氏名や住所等の情報が記載されないため、同様の問題が生じる。
- 受益権原簿により電子決済手段の保有者の情報を把握できない特定信託受益権の移転については、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に悪用されるリスクが高いと考えられるため、こうしたリスクに対する軽減措置を講じる必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 犯収法第 10 条の 2 の「電子決済手段」から除かれる特定信託受益権について、信託法第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第 110 条第 3 項に規定する無記名受益権に該当しないものに限定することとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】**<その他の規制手段の検討状況>**

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 令和6年11月21日に行われた「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ」(第5回)において、本件に関する議論を行ったところ、委員から通知義務の対象とすることに関して賛同を得られたことから、その他の規制手段について具体的な検討を行わなかった。

<その他非規制手段の検討状況>

☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 非規制手段として、業界や事業者に対し、自主的な取組として、受益権原簿により電子決済手段の保有者の情報を把握できない特定信託受益権を移転する際にも犯収法第10条の2及び第10条の3と同等の確認及び通知を行うよう促すことを検討したが、強制力のない自主的な取組では、当該取組を行わない事業者が存在し得るため、マネー・ローンダリング等の対策としては不十分であると考えた。

3 効果(課題の解消・予防)の把握**【新設・拡充】**

- ・ 本規制の新設によって受益権原簿により電子決済手段の保有者の情報を把握できない特定信託受益権の移転に通知義務等を適用することにより、電子決済手段等取引業者において、当該特定信託受益権の移転における疑わしさの判断を適切に行うことが可能となり、金融機関等がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれや、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下するおそれを低減することが可能となる。

4 負担の把握**【新設・拡充】****<遵守費用>**

- ・ 改正案を前提とした場合、新たに通知義務等の適用対象となる特定信託受益権の発行を行う事業者等には、通知義務等の適切な履行に要する費用等が発生する。

<行政費用>

- ・ 本規制の新設により、所管行政庁が、事業者等に対する周知のほか、電子決済手段等取引業者による通知義務等の適切な履行を確保するため、必要な範囲で報告徴収、指導、是正命令等の措置を行う費用が発生する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 主な意見内容は「2. 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）」を参照。
- ・ 今後調整を要する論点はない。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ（第5回）（令和6年11月21日開催）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 金融庁ウェブサイト「金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（第5回）議事録」
(https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/gijiroku/20241121.html)

6 事後評価の実施時期

【新設】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。